

発達障害について

～家庭児童相談員の立場から～

鴻巣市こども未来部子育て支援課
家庭児童相談員 芹川 知世

家庭児童相談室とは

- 昭和39年4月22日厚生省の通達により、都道府県または市町村が設置する福祉事務所に設置。
- 児童福祉事業の一環として、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、相談指導業務を充実強化することが目的。
- 対象年齢は、児童福祉法で定めている0歳から18歳に達するまでの児童。

鴻巣市家庭児童相談室の業務内容

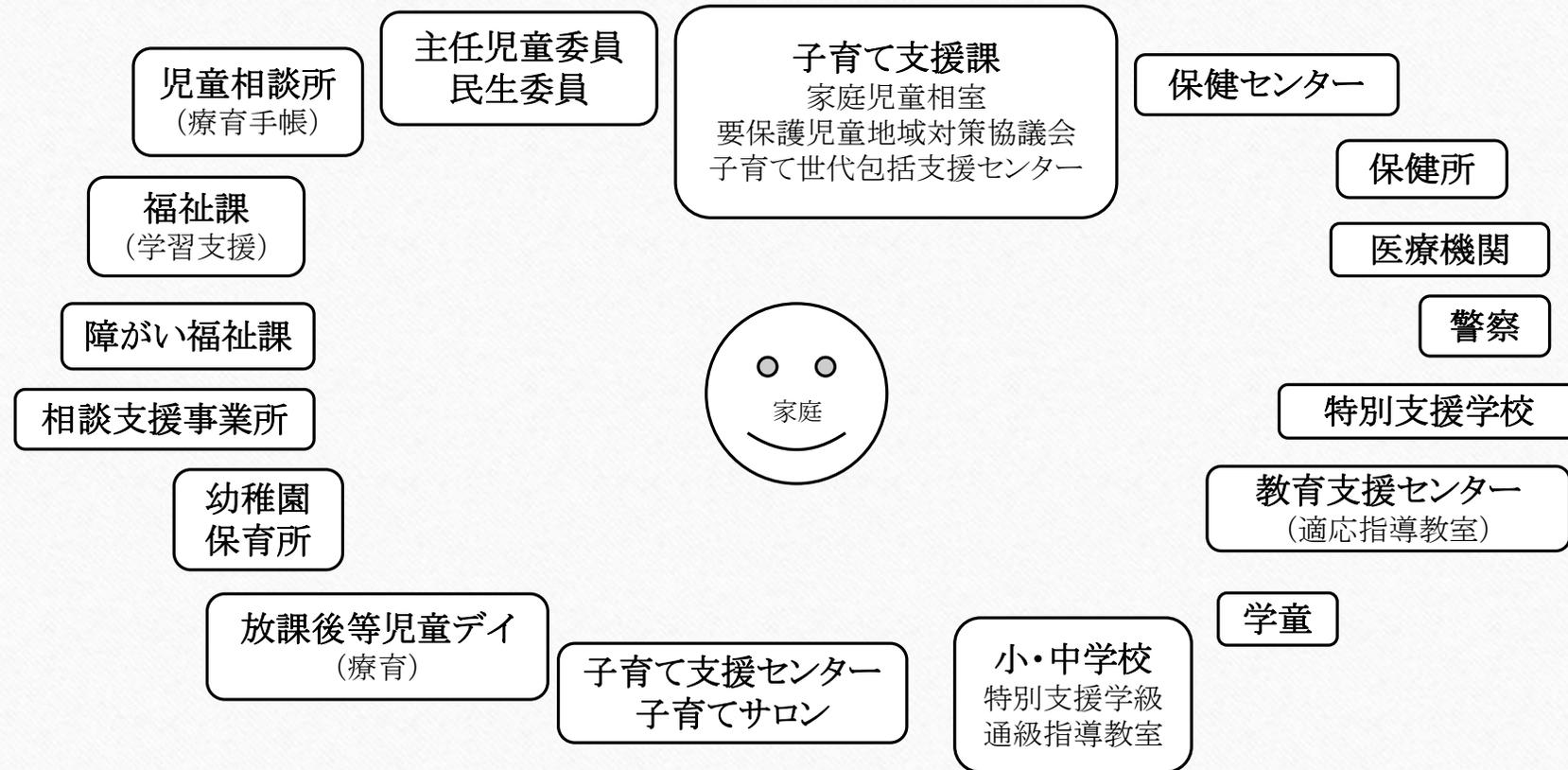
- 電話、来所、訪問等による育児相談。
- 4ヶ月児健診、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診での相談対応。
- 10ヵ月児相談、2歳児相談、『のびのび乳幼児相談』の対応。
- 『ひなちゃん子育て相談』子育て支援センターでの相談。
- 『ひなちゃん子育て応援講座』保護者向け講座。

家庭児童相談員3名

発達に関する相談の支援と連携

- 主に保健師と家児相で対応。発育発達状態の確認。子どもとの関わり方の助言指導。
- 就学児は、教育支援センターへ繋げる。
- 未就学児は、相談内容に応じて保健センターの『こころの健康相談』、『子どものかころの相談会』、親子支援教室、5歳児相談を案内。
- 必要ならば、医療受診、療育を勧める。

関係機関と連携



★その他の
子育て支援サービス

- ☆一時預かり
- ☆ファミリーサポート
- ☆病児保育
- ☆ショートステイ、
トワイライトステイ
- ☆ホームスタート

発達に関する主な相談内容

幼児期

- ・集団行動が苦手
- ・同年齢の子と同じことができない
- ・気持ちの切り替えが難しい
- ・癩癩が酷い
- ・こだわりが強い
- ・落ち着きがない
- ・物の扱いが乱暴

学童期

- ・忘れ物が多い
- ・質問に対する答えが返ってこない
- ・友達とトラブルが多い
- ・集中力が続かない
- ・黒板の字が上手く写せない
- ・計算は出来るが漢字が苦手

思春期

- ・登校拒否
- ・人の物を盗む、夜間の外出などの非行
- ・親への反抗、暴力
- ・ネット依存などで昼夜逆転
- ・ネットで知り合った人と不適切な交流をする

早い気づきと適切な支援

- 1歳6ヵ月児健診、3歳児健診で発達に遅れがある子、心配な子を発見する機会。
- 療育を受けた子は、受ける前と比べて出来る事の幅が広がる。
(個人差はある)
- 親子が、孤立せず社会とのつながりが持てるような支援が必要。

親の気持ち

「発達障害かも？」と言われたら

- 障がい(特性)ではないと否定する。
- 障がい(特性)を恥ずかしいと思う。
- 親が自分のせいだと責める。もしくは申し訳ないと思い過保護に子どもを育てる。
- 認めたくないなので専門家の相談を拒否する。
- 障がい(特性)を受容し、支援を求める。
- 障がい(特性)があることがわかり、これまでの育てづらさに納得する。

家庭児童相談員として

- 「話して良かった。」と思ってもらえるような関わりを心がける。
- 診断名にこだわることなく、特性を理解し、適切な養育環境を整える。
- 子どもの自立を目指した支援をする。